

## 一宮町内会運用規則

平成 17 年 5 月 22 日制定

平成 19 年 4 月 22 日一部改定

本規約第 4 3 条に基づき運用規則を以下の通り定めるものとする。

(総 会)

第 1 条 総会の種別は本規約第 1 3 条を準用する。

(総会の構成)

第 2 条 総会は本規約別表の地域選出の理事をもって構成する。

(総会の定足数)

第 3 条 本規約第 1 9 条総会は、「会員の」3分の2とあるのは「地域選出理事の」と読み替える。

(準用規定)

第 4 条 本規約第 2 0 条第 2 1 条第 2 2 条及び同 2 項の「会員」とあるを、本運用規則第 2 条の構成を準用する。

(事業部会)

第 5 条 町内会本規約第 2 条の目的を達成するため、以下のように各事業部会の設置を行うものとする。

総務企画部会

事業企画推進部会

地域環境整備部会

体育及青少年育成部会

広報部会

福祉女性部会

- 2・ 前項に定める部会の他、特定事項に対応するため特別部会の設置を設けることができる。

(部会委員)

第 6 条 前条の部会委員は、理事の中から会長が指名して、各部会に所属する。

(部会の部会長)

第 1 2 条各部会の部会長は本町内会副会長がこれにあたる部会長は部会の運営を統括する。

(部会の副部長)

第7条 各部会の副会長は委員の互選により選出する。

(部会の招集)

第8条 事業部会の招集は部会長が必要に応じて行い、事業部会に会長他、執行部の出席を求める事が出来る。

(部会の議長)

第10条 各部会の議長は部会長がこれに当たる。

(部会の所管事項)

第11条 部会の所管事項は以下のものとする。

1. 総務企画部会は、各部会との企画調整を行い、文書等の立案を行う。
2. 事業推進企画部会は、本町内会が行う事業計画に沿って推進する他、新規行事について企画立案する。
3. 地域環境整備部会は、本町内会生活環境について、各地域の土木・衛生・防犯・等地域整備に関する計画立案を行う。
4. 体育及青少年育成部会は、学区で行う秋季運動会・町内の行うウォーキング等の実施とともに、各学区団体と連携し、青少年の健全育成の地域環境と、受け入れの整備に努める。
5. 広報部会は、市政広報。県民広報等行政関係の公報配布の他、町内会が行う事業について、そのポスター等の計画及び、総会通知・役員会・事業部会の通知等の配布に努める。
6. 福祉女性部会、は愛育委員会と連帯し、高齢者、女子等の福祉関係の推進及び親睦をはかりながら地域環境の醸成に努める。

(規則の変更)

第12条 本運用規則の改正をする場合は、総会において行うものとする。

付 則

この運用規則は、平成19年4月22日より実施する。